

経緯

- これまで、保育士の賃金補助や保育所のICT化による業務効率化への支援など、保育士の確保及び離職の防止策や負担軽減策に取り組んできたが、保育ニーズの高まりを受け、現場の負担は増している。
- このことから、保育の質を担保することを前提に、国の基準に準じて、保育所等における保育士の配置に関する特例を設けることを検討するもの。

※認定こども園においては、「保育士」を「保育教諭」と読み替える。

国が定める配置特例

特例① 朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

条例上、保育所等には最低2名の保育士を配置しなければならないところ、朝夕など児童が少数（保育士が1名で保育できる人数）となる時間帯においては、保育士2名のうち1名を、子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

特例② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用に係る特例

保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士に代えて配置可能とする。

※幼稚園教諭は3歳以上児、小学校教諭は5歳児を保育することが望ましい。

特例③ 保育所等における保育の実施にあたり必要となる保育士配置に係る特例

保育所等を8時間を超えて開所していることなどにより、認可の最低基準を上回る人数の保育士を確保する必要がある場合に、認可の最低基準を上回って必要となる保育士について、子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

※特例②、特例③の適用にあたっては、保育士を2/3以上配置することが必要。

(特例②、特例③を適用する際のモデルケース)

歳児	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
定員	6	12	15	19	19	19	90
保育士数 (最低基準)	2	3	3	2	1	1	12

※園の運営に必要な保育士の合計を16名と仮定する

- 最低基準上の保育士数（12名）は保育士資格保有者を配置しなければならない
- 最低基準を上回って配置する保育士（16名－12名＝4名）は子育て支援員研修を修了した者等に代替可能
- ただし、各時間帯において必要となる保育士数の2/3以上は保育士資格保有者でなければならない

(例) 最低基準上配置する必要がある保育士数が9名となる時間帯

- 保育士資格保有者6名、小学校教諭1名、子育て支援員研修修了者2名
- × 保育士資格保有者5名、小学校教諭1名、子育て支援員研修修了者3名

本市の対応方針（案）

- ・ 条例改正を行い、特例①～特例③の全てを適用する。
- ・ 対象施設は、保育所、認定こども園、小規模保育事業A型、事業所内保育事業（保育所型、小規模保育事業A型の基準）とする。（小規模保育事業B型については、所定の研修を修了した者が保育従事者として勤務することが可能。）
- ・ 保育の質を担保するため、特例①、特例③により保育士に代えて配置する「子育て支援員研修を修了した者等」について、以下のア～ウのいずれかの要件を満たす者とする。

ア 保育施設で保育業務に従事した期間が十分にある者

イ 家庭的保育者

ウ 子育て支援員研修のうち、地域型保育コースを修了した者